

現病院施設内におけるアスベスト調査状況について

1. アスベストとは

アスベスト（石綿）は、自然界に存在する鉱物で、安価なうえ、断熱性、耐熱性、防音性等に優れた特性を有することから、昭和45年頃から平成2年にかけて大量に輸入され、建築資材や自動車のブレーキ等広範囲な用途で使用されてきた。しかし、発がん性等の健康障害が指摘されたため、建築工事の従事者等の健康確保ならびに大気環境の保全の観点から、労働安全衛生法あるいは大気汚染防止法等の法令により段階的に規制が強化された。平成24年3月以降は、重量で0.1%を超えるアスベストを含む製品の製造・使用等が、全面的に禁止されている。

2. 練馬区のアスベスト対策

区は、平成15年10月に「区立施設におけるアスベスト含有材の除去方針」を策定し、平成17年度末までに全ての露出した吹付けアスベストの除去等工事を完了している（練馬光が丘病院については、平成16年のアスベスト調査により、露出した吹付けアスベストがないことを確認している）。

更に、平成16年5月に「練馬区アスベスト対策大綱」を策定し、区立施設の建設、改修等におけるアスベストの使用抑制や解体時の飛散防止の取り組み、区立施設におけるアスベスト使用についての情報の共有化、区民や事業者に対するアスベスト関係法令の周知、順守の要請などを定めた。その後、関係法令の改正を踏まえ、平成20年6月に改定した。区は、今後も、関係法令やこの大綱に基づくアスベスト対策を適切に行っていく。

3. 今後について

改修工事を行う際は、設計段階において、工事範囲のアスベスト建材の有無を調査する。調査により、アスベスト含有が判明した際は、工事において、関連法令に基づき、適切に処理を行っていく。